

○遠軽町まちづくり会議要綱

平成28年3月31日

告示第6号

(設置)

第1条 活力に満ち、ゆとりと豊かさの実感できる住みよい遠軽町を創造するため、まちづくり会議を置く。

(名称及び設置地域)

第2条 まちづくり会議の名称及び設置する地域（以下「地域」という。）は、次のとおりとする。

名称	地域
生田原地域まちづくり会議	旧生田原町の区域
遠軽地域まちづくり会議	旧遠軽町の区域
丸瀬布地域まちづくり会議	旧丸瀬布町の区域
白滝地域まちづくり会議	旧白滝村の区域

(所掌事務)

第3条 まちづくり会議は、次に掲げる事項について協議し、町長に意見を述べることができる。

- (1) まちづくりの推進に関すること。
- (2) まちづくりに必要な事業に関すること。
- (3) その他まちづくり会議が必要と認める事項

(定数)

第4条 まちづくり会議の委員（以下「委員」という。）は、それぞれ10人以内とする。

(組織)

第5条 まちづくり会議は、当該地域内に住所を有する者又は事業所等に勤務する者で、次に掲げるものをもって組織する。

- (1) まちづくりに関し識見を有する者
- (2) 公募による者
- (3) その他町長が必要と認める者

(委嘱)

第6条 委員は、町長が委嘱する。

2 町長は、委員に欠員が生じたときは、補欠の委員を委嘱することができる。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、特別の理由があるときは、任期中においても委員の職を解くことができる。

(会長及び副会長)

第8条 まちづくり会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、まちづくり会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 まちづくり会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会長は、必要応じて、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。
- 5 会議は、協議する内容が公開することに適さないと認めるものを除き、公開とする。
- 6 この会議のほか、必要に応じて各地域の委員の代表による全体会議を開催することができる。

(報償費)

第10条 委員が会議に出席したときは、報償費を支払うものとする。

- 2 報償費は、遠軽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年遠軽町条例第38号）の例により支払うものとする。

(庶務)

第11条 まちづくり会議の庶務は、総務部企画課及び各総合支所地域住民課において処理する。

(雑則)

第12条 この告示に定めるもののほか、まちづくり会議の運営に関し必要な事項は、会長がまちづくり会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。
- (有効期限)
- 2 この告示は、平成33年3月31日限り失効する。
- (任期の特例)
- 3 この告示の施行後最初に委嘱された委員の任期は、第7条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。